

豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務委託仕様書

1 委託業務名

豊後高田市ふるさと納税特設サイト再構築業務

2 業務の目的

「豊後高田市ふるさと納税特設サイト(以下「特設サイト」という)」は、開設以降9年が経過しており、利用者の利便性向上を最優先として見直す必要がある。さらに、新たな寄附者の獲得及びリピーターの確保や、ふるさと納税を活用した観光振興等に伴う交流人口の拡大による豊後高田市ファン等の獲得・増加を図るため、特設サイトの全面リニューアルを行う。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

4 委託金額

本業務の委託上限額は、2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 業務の内容

委託する事業の内容は、特設サイトの再構築及びそれに関連する事務とし、特設サイトを制作・公開するCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)開発業務を基本とする。CMSは市販のソフトウェア、独自に開発されたもの(オープンソースCMSのカスタマイズ等含む)のいずれも使用可能とする。ただし、地方公共団体の特設サイト構築に使用実績のあるものが望ましい。また、業務遂行上必要となる機材、システムソフト等については、受託者が準備し負担する。なお、寄附管理システムに関しては、現在シフトプラス社のLedgHOMEを使用しており、特設サイト再構築後も同システムを継続して使用する。

6 リニューアルの要件

- ① 利用者の利便性向上のため、トップページや返礼品紹介ページ等の全面リニューアルを実施すること。
- ② 本市の魅力等をPRし豊後高田市ファン等を獲得するため、観光型・体験型返礼品の特集ページ及び寄附金の使い道ページ並びに本市の子育て支援策の特集ページを作成すること。
- ③ お知らせやサイトに掲載するコンテンツを容易に管理・更新できるシステム(CMS)を提供すること。
- ④ CMSには、会員向けのメール配信など周知機能を有することが望ましい。

- ⑤ 職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、同時にアクセシビリティについては、高齢者・障がい者などが支障なく利用できること。総務省指定の「miChecker」等でアクセシビリティをチェックし、可能な限り「AAA」に準拠することが望ましい。
- ⑥ 本市が利用している寄附管理システムと連携できるよう、寄附データ並びに配送データを csv ファイル等で出力できること。

7 システム・ハード・動作環境の要件

- ① システムの稼働時間は、24時間365日とする。ただし、ソフトウェアの保守等により運用の停止を行う場合は、あらかじめ委託者に連絡し承諾を得るものとする。
- ② CMS 及び公開用 WEB サーバは、ホスティング又はレンタルサービスを利用すること。
- ③ ホスティング又はレンタルサーバは、建築物の耐震ランク「S ランク(震度6の地震時でも継続利用可能)」以上の耐震性を確保し、無停電環境であること。また、ICカードキー及び監視カメラによる入退室管理などセキュリティ確保が行われていること。
- ④ WEB サーバは、アクセス集中に対して、十分に対応できるサーバ機器、通信帯域を確保すること。
- ⑤ サイトは、閲覧者が利用するブラウザ、OS、端末等の利用環境に依存することなく閲覧できること。
- ⑥ 障害発生時にはバックアップデータ等から速やかに復旧措置が行えるよう万全の対策を講じること。
- ⑦ サイトの利用者がフォーム等から個人情報を入力する場合は、セキュリティが確保された暗号化通信が行われること。
- ⑧ ホスティング又はレンタルサーバは、コンピュータウイルス等の不正プログラム、不正アクセス、情報の漏えい・改ざん・破壊、情報資産の紛失・盗難、システム障害、その他情報セキュリティに関する事件・事故に対し、万全の対策を講じること。

8 プロジェクト管理

- ① 体制、スケジュールを作成すること。
- ② 本業務が計画通り推進できるよう、進捗管理、品質管理、課題管理等を行い、必要に応じて適宜報告すること。
- ③ 次工程に進む上で委託者の合意が必要となる局面(要件定義実施後、受入テスト実施前、本稼働前等)においては、進捗状況や、要件定義内容／テスト内容／移行手順等の充足度等について報告し、必要に応じて委託者への報告会を実施すること。
- ④ 委託者との打合せにおいては、十分な事前準備(議題、課題と対策等の資料準備)と速やかな事後対応(議事録作成等)を行い、打合せ時間と回数の抑制、委託者の負荷低減等を図り、円滑かつ効率的な打合せを実施すること。また、作成した議事録等は、委託者、受託者双方で確認すること。

9 操作マニュアルの作成

CMS の操作方法について、必要な事項を説明する操作マニュアルを作成すること。

10 保守管理・運用サポート

- ① 本市からの問い合わせや運用に関する支援、トラブル対応については、電話、メール等により、速やかなサポートを実施すること。
- ② システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が発見されたり、アップデート等のメンテナンスが必要な場合は、速やかに対応すること。

11 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存する。

12 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により市の承諾を得た場合は、この限りでない。

13 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

14 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

15 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」「豊後高田市個人情報保護法施行条例(令和 4 年豊後高田市条例第 23 号)」に基づき、市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。また、契約終了後も同様とする。

16 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)について、賠償の責を負う事。ただし、その損害のうち、発注者、利用者、又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

17 履行場所

市の指定する場所

18 成果物

- ① 本業務で制作した特設サイト(CMSを含む)
- ② 操作マニュアル

19 著作権等

サイト作成に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMSなどのパッケージは含まない。また、納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

20 その他

- ① 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- ② 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- ③ 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- ④ 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、市と協議の上対応すること。